

福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）は、介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、高齢者の保健・福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、事業計画に関し基本的事項並びにその他重要事項について調査・審議を行う。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者の代表
- (2) 保健・福祉・医療関係者の代表
- (3) 有識者
- (4) その他、広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、事業計画の策定が終了するまでとする。ただし、関係機関の役職等をもって任命された者にあつては、その職にある任期までとし、後任者の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 委員会は、過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の委員（第3条第2項第1号に規定する委員を除く。）は、やむを得ない事由により欠席する場合、その委員が所属する団体や会の役員等の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

（守秘義務）

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（審議公開の原則）

第8条 委員会の会議は、公開するものとする。

- 2 個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき合理的理由があるものとして、委員会において公開しない旨の決定をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

（意見の聴取）

第9条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

（事務局）

第10条 委員会の庶務は、広域連合事業課において処理する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は広域連長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。